

洗足学園音楽大学学生支援ポリシー

改正 令和5年5月11日

(目的)

第1条 この規程は、洗足学園音楽大学学生支援ポリシーその他必要な事項について定める。

(学生支援)

第2条 学生支援とは、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように、環境を整備すると共に、学生の人間的成長と自立を促すための支援体制を構築するものである。

2 学生支援には、修学支援、生活支援、進路支援に分けられる。

(修学支援)

第3条 アカデミック・プロデューサー又はアカデミック・アドバイザーによるアカデミックアドバイジング制度を通じて、学生一人一人の学力に合わせた修学支援を行う。

2 体系的な修学支援が可能となるように、教務委員会、アカデミック・プロデューサー又はアカデミック・アドバイザーが学生の修学状況について情報を共有し、必要な支援を行う。

(生活支援)

第4条 学生が心身の健康を保持し、安全に学生生活を送るために、アカデミック・プロデューサー又はアカデミック・アドバイザーを中心に健康管理センター及び教学センターが情報を共有しながら、必要に応じて保証人と連携を取り個別の生活支援を行う。

2 体系的な生活支援が可能となるように、学生生活サポート委員会、ハラスメント防止委員会、学生規律委員会及び奨学金委員会等が中心となり、各委員会による施策を検討する。

(進路支援)

第5条 「成長する力」、「協働する力」を学びのサイクルとし、進路支援を行う。

(1) 「成長する力」とは、音楽分野においても個人で学修する過程において、目標の設定、課題の設定、課題克服に向けた計画の立案、計画の実行と進捗チェック、節目での成果確認、新たな目標と課題の設定を行うことにより自己分析力、課題解決力、持久力・耐久力、メンタルマネジメント力を身につけることができる力である。

(2) 「協働する力」とは、音楽活動を行うグループで学修する過程において、集団活動の目標やルールの確認、目標実現に向けた役割の自覚と遂行、集団活動の阻害要因（課題）の認識、集団活動の中での課題への対処、節目での目標や役割の達成度の確認、新たな目標の設定と集団の選択を行うことによりコミュニケーション

ン力、状況把握力、柔軟性と忍耐力、規律・礼儀を身につけることができる力である。

- 2 学生の多様な進路希望に応える為に、進路・キャリア支援委員会及びキャリアセンターが協働して、各ガイダンスを検討する。

（事務の所管）

第6条 この規程に関する事務は、教学センター・キャリアセンターが所管する。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議に基づき、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成27年10月8日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この規程の改正は、令和5年5月11日から施行する。